

◆お申込み方法等

◎お申込み方法

- ・お電話により、事前にお申込みください。
- ・お申込みは、下記の滋賀県労働委員会事務局まで。

◎お申込み期限

- ・各月の労働相談開催日の4日前の午前まで。

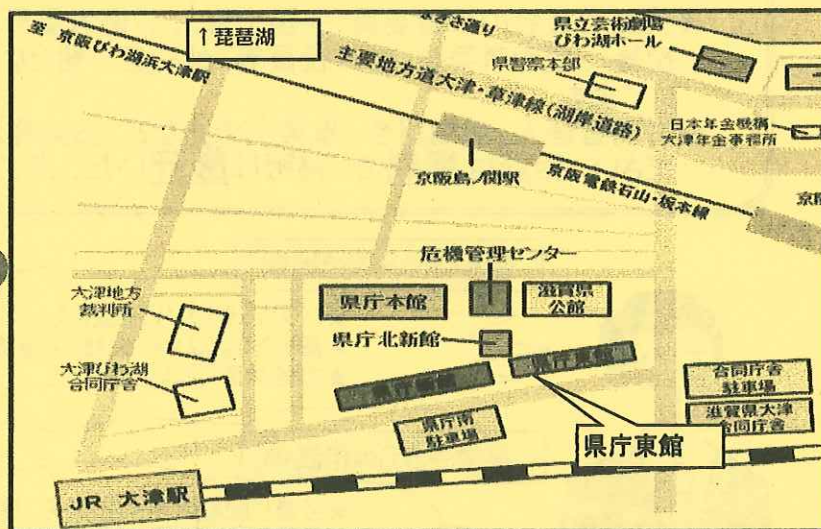
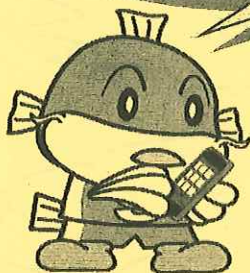
◎その他

- ・各回とも、先着順に受付させていただきます。
- ・お電話でのお申込みの際に、相談内容について簡単にあらましをお尋ねします。
- ・お申込みの段階で、労働局など他の機関による処理が望ましいと判断されるものは、該当機関への相談をお勧めすることがあります。

◆開催場所

滋賀県労働委員会
(滋賀県庁 東館5階)
大津市京町四丁目1-1

無料ですので、お気軽に
御相談ください！



※ アクセス：JR 大津駅から東へ徒歩5分、京阪電気鉄道 島ノ関駅から南南西へ徒歩5分
(来庁者用駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関を御利用ください。)

◆10月開催の労働相談会

10月には「個別労働関係紛争処理制度周知月間」に合わせた労働相談会を県内各地の会場で開催する予定です。詳細が決まりましたら、県のホームページ等で別途お知らせしますので、こちらの相談会もぜひ御利用ください。

◆事前予約・お問い合わせ先

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(滋賀県庁東館5階)
TEL: 077-528-4472 (受付時間: 8:30~17:00)
FAX: 077-528-4972
e-mail: le00@pref.shiga.lg.jp <http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

※事務局では皆様からの御相談をお待ちしておりますので、雇用のトラブルで困ったら、
まずはお気軽にお問い合わせください！

2019年度

月例労働相談

ご存じですか？労働委員会～雇用のトラブルまず相談～

滋賀県労働委員会は、解決が困難になってしまった労働組合・労働者と使用者との紛争解決をお手伝いする専門的な機関です。

労働問題のプロフェッショナルである労働委員会委員が、皆様からの御相談をお受けし、アドバイスを行います。

(特徴)

- ★労働委員会の公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員)、使用者委員(企業役員等)が三者一組となって相談に応じます。
- ★労働者個人、労働組合、事業主の方など、お気軽に御相談ください。相談は**無料**で、秘密は**厳守**いたします。



労働者からの相談例

- ★パワハラやセクハラを受けた。
- ★辞めたくはないが、会社から退職届を書くよう迫られた。
- ★有給休暇はないと言われた。



事業主からの相談例

- ★社員に配転命令を出したら、理由なく拒否された。
- ★社員が他の社員に対して嫌がらせやいじめを繰り返し、退職者も出ている。
- ★合同労働組合から、団体交渉の申し入れがあった。

◆開催日時一覧

相談開催日	相談時間	相談開催日	相談時間
2019年4月26日(金)	14:45～	10月25日(金)	14:45～
5月24日(金)		11月22日(金)	
6月28日(金)		12月25日(水)	
7月26日(金)		2020年1月24日(金)	
8月23日(金)		2月28日(金)	
9月27日(金)		3月27日(金)	

◆事前予約が必要です

裏面のお申込み方法等に御留意の上、事前に御予約ください。